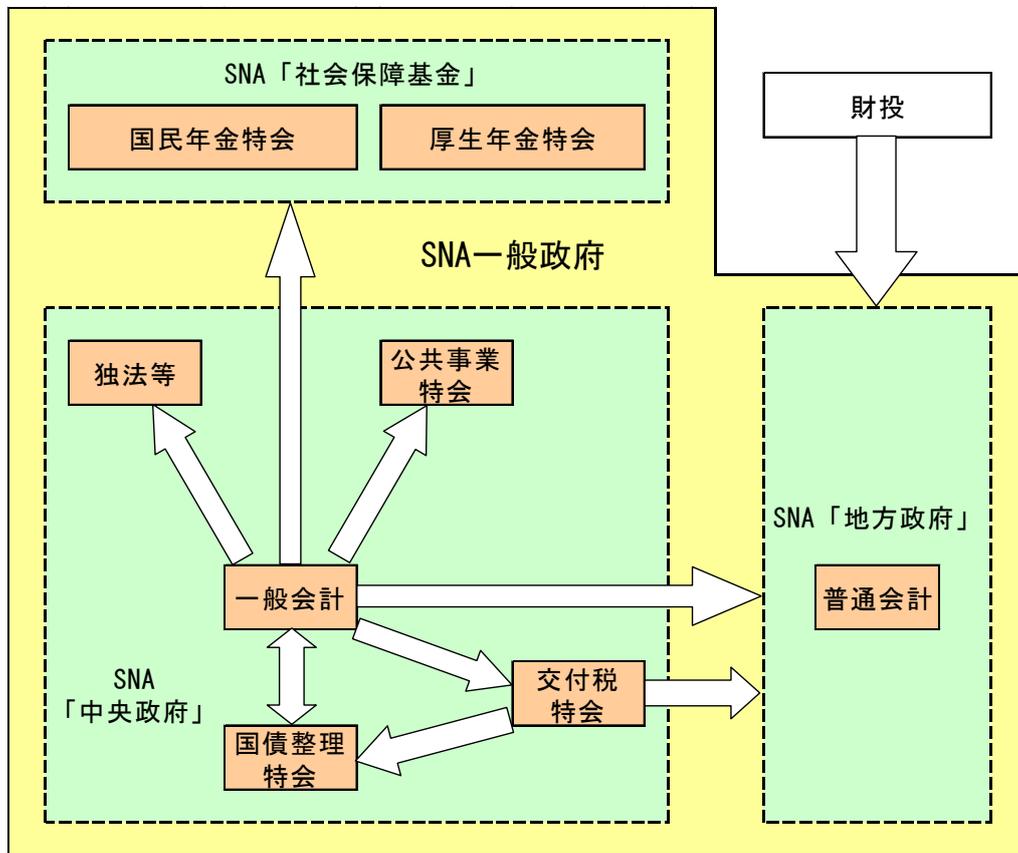


【補論 1-1】 「国」・「地方」と国民経済計算上の「中央政府」・「地方政府」

第1章で既述の通り、通常用いられる「国」「地方」という言葉と、国民経済計算（SNA）上の「一般政府」に属する「中央政府」「地方政府」という用語の意味は、必ずしも一致しない（補論図表 1-1-1、1-1-2）。一見すると、「国」というならば一般会計と特別会計が、「地方」というならば普通会計と公営企業会計がすべて含まれている、と考えても不思議はない。しかし、「中央政府」には、財融・産投特会や社会保障関係の特会は含まれていない。また、「地方政府」を見ても、公営企業会計の多くは含まれず、地方三公社も範囲外なのである。

補論図表 1-1-1 国民経済計算上の「一般政府」3部門の関連イメージ



なお、「骨太の方針」各年度版等における『「プライマリーバランス」の黒字化』というときの「プライマリーバランス」は、本文でも触れたとおり、『国民経済計算上の「一般政府」における「中央政府」・「地方政府」のプライマリーバランス合計額』を指している。「骨太の方針」では、注釈でこそ国民経済計算ベースである旨が記載されているものの、用語としては「国・地方」という言い方がなされており、注意が必要である。

補論図表 1-1-2 国民経済計算上の「一般政府」の範囲

		一般政府			一般政府以外	
		中央政府	地方政府	社会保障基金	公的企業・その他	
国	一般会計	(公務員住宅賃貸以外の全て)			・[非]公務員住宅賃貸	
	特別会計	企業特別会計	・国有林野事業特別会計(治山勘定)			・[非]国有林野事業特別会計(国有林野事業勘定)
		保険事業特別会計			・厚生保険特別会計 ・船員保険特別会計 ・国民年金特別会計 ・労働保険特別会計	・[金]地震再保険特別会計 ・[金]農業共済再保険特別会計 ・[金]森林保険特別会計 ・[金]漁船再保険及漁業共済保険特別会計 ・[金]貿易再保険特別会計
		公共事業特別会計	・国営土地改良事業特別会計 ・道路整備特別会計 ・治水特別会計 ・港湾整備特別会計 ・空港整備特別会計			
		行政的 事業 特別会計	・登記特別会計 ・特定国有財産整備特別会計 ・農業経営基盤強化措置特別会計 ・特許特別会計 ・自動車検査登録特別会計			・[非]国立高度専門医療センター特別会計 ・[非]食糧管理特別会計 ・[金]自動車損害賠償保障事業特別会計
		融資事業特別会計				・[金]産業投資特別会計 ・[金]都市開発資金融通特別会計
		資金運用特別会計	・外国為替資金特別会計			・[金]財政融資資金特別会計
		整理区分特別会計	・交付税及び譲与税配付金特別会計 ・国債整理基金特別会計			
		その他	・電源開発促進対策特別会計 ・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計			
	地方	普通会計		(右記以外の全て)		・[非]住宅事業 ・[非]造林事業 ・[非]公務員住宅賃貸
公営企業会計		地方公営企業		・下水道事業	(左記以外の全て(非金融公的企業に該当))	
		その他の事業		・公益質屋事業	・国民健康保険事業(事業勘定) ・老人保健医療事業 ・介護保険事業(保険事業勘定)	(左記以外の全て(交通災害共済事業・農業共済事業は金融、他は非金融公的企業に該当))
公社					・[非]住宅供給公社 ・[非]土地開発公社 ・[非]地方道路公社 ・[非]地方駐車場公社	
その他			・財産区 ・地方開発事業団 ・港務局			
特殊法人	公社				・[非]日本郵政公社(郵便業務) ・[金]日本郵政公社(郵便業務以外)	
	事業団	・日本私立大学振興・共済事業団(給付経理以外)		・日本私立大学振興・共済事業団(給付経理)		
	公庫				・[金]住宅金融公庫 ・[金]農林漁業金融公庫 ・[金]中小企業金融公庫 ・[金]公営企業金融公庫 ・[金]沖縄振興開発金融公庫 ・[金]国民生活金融公庫	
	金庫・特殊銀行				・[金]国際協力銀行 ・[金]日本政策投資銀行 ・[民]商工組合中央金庫	

		一般政府			一般政府以外
		中央政府	地方政府	社会保障基金	公的企業・その他
特殊法人	特殊会社	<ul style="list-style-type: none"> 日本環境安全事業株式会社 日本郵政株式会社 			<ul style="list-style-type: none"> [非]東日本高速道路株式会社 [非]中日本高速道路株式会社 [非]西日本高速道路株式会社 [非]首都高速道路株式会社 [非]阪神高速道路株式会社 [非]本州四国連絡高速道路株式会社 [民]日本たばこ産業株式会社 [民]日本電信電話株式会社 [民]東日本電信電話株式会社 [民]西日本電信電話株式会社 [民]北海道旅客鉄道株式会社 [民]四国旅客鉄道株式会社 [民]九州旅客鉄道株式会社 [民]日本貨物鉄道株式会社 [民]東京地下鉄株式会社 [民]関西国際空港株式会社 [民]成田国際空港株式会社
	その他の特殊法人			<ul style="list-style-type: none"> 年金資金運用基金（承継一般勘定以外） 消防団員等公務災害補償等共済基金 社会保険診療報酬支払基金 農林漁業団体職員共済組合（給付経理） 	<ul style="list-style-type: none"> [金]年金資金運用基金（承継一般勘定） [非]日本中央競馬会 [民]日本放送協会 [民]地方競馬全国協会 [民]日本自転車振興会 [民]日本小型自動車振興会 [民]日本船舶振興会 [民]農林漁業団体職員共済組合（給付経理以外）
認可法人	銀行				[金]日本銀行
	地方共同法人		日本下水道事業団		
	基金			<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員災害補償基金 エヌ・ティ・ティ厚生年金基金（長期経理） 	[民]エヌ・ティ・ティ厚生年金基金（長期経理以外）
	機構				<ul style="list-style-type: none"> [民]総合研究開発機構 [民]預金保険機構 [民]農水産業協同組合貯金保険機構
	共済組合			<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員共済組合（給付経理） 地方公務員共済組合（給付経理） 警察共済組合（給付経理） 公立学校共済組合（給付経理） 地方議会議員共済会（給付経理） 日本たばこ産業共済組合（長期経理） 日本鉄道共済組合（長期経理） 	<ul style="list-style-type: none"> [民]国家公務員共済組合（給付経理以外） [民]地方公務員共済組合（給付経理以外） [民]警察共済組合（給付経理以外） [民]公立学校共済組合（給付経理以外） [民]地方議会議員共済会（給付経理以外） [民]日本たばこ産業共済組合（長期経理以外） [民]日本鉄道共済組合（長期経理以外）
	その他				[民]日本赤十字社
その他			<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合・同連合会（給付経理） 国民健康保険組合・同連合会（給付経理） 	<ul style="list-style-type: none"> [民]健康保険組合・同連合会（給付経理以外） [民]国民健康保険組合・同連合会（給付経理以外） 	
独立行政法人	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 国立公文書館 駐留軍等労働者労務管理機構 国民生活センター 北方領土問題対策協会 			[非]沖縄科学技術研究基盤整備機構

		一般政府			一般政府以外
		中央政府	地方政府	社会保障基金	公的企業・その他
独立 行政 法人	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信研究機構 消防研究所 統計センター 			<ul style="list-style-type: none"> [民]平和祈念事業特別基金
	外務省	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力機構 国際交流基金 			
	財務省	<ul style="list-style-type: none"> 酒類総合研究所 			<ul style="list-style-type: none"> [非]造幣局 [非]国立印刷局 [民]通関情報処理センター [民]日本万国博覧会記念機構
	文部 科学省	<ul style="list-style-type: none"> 国立特殊教育総合研究所 大学入試センター 国際オリンピック記念 青少年総合センター 国際女性教育会館 国立青年の家 国立少年自然の家 国立国語研究所 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立博物館 文化財研究所 教員研修センター 科学技術振興機構 日本学術振興会 宇宙航空研究開発機構 日本芸術文化振興会 (基金区分) 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・ 経営センター メディア教育開発センター 日本原子力研究開発機構 			<ul style="list-style-type: none"> [金]日本学生支援機構 [非]理化学研究所 [非]日本スポーツ振興 センター [非]日本芸術文化振興会 (基金区分以外) [民]海洋研究開発機構
	厚生 労働省	<ul style="list-style-type: none"> 国立健康・栄養研究所 産業安全研究所 産業医学総合研究所 国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 雇用・能力開発機構 医薬品医療機器総合機構 年金・健康保険福祉施設 整理機構 			<ul style="list-style-type: none"> [金]福祉医療機構 [非]労働者健康福祉機構 [非]国立病院機構 [非]医薬基盤研究所 [非]農畜産業振興機構 [非]緑資源機構 [民]勤労者退職金共済機構 [民]高齢・障害者雇用 支援機構
農林 水産省	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産消費技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 肥飼料検査所 農業検査所 農業者大学校 材木育種センター さけ・ます資源 管理センター 水産大学校 農業・生物系特定産業技術 研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 農業工学研究所 食品総合研究所 国際農林水産業 研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 		<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金基金 (旧年金勘定) 	<ul style="list-style-type: none"> [民]農業者年金基金 (旧年金勘定以外) [民]農林漁業信用基金 	

		一般政府			一般政府以外
		中央政府	地方政府	社会保障基金	公的企業・その他
独立 行政 法人	経済 産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業研究所 ・ 工業所有権情報・研修館 ・ 産業技術総合研究所 ・ 製品評価技術基盤機構 ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構（その他） ・ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ・ 中小企業基盤整備機構（一般勘定） 			<ul style="list-style-type: none"> ・ [金] 日本貿易保険 ・ [金] 中小企業基盤整備機構（産業基盤整備・小規模企業共済・中小企業倒産防止・出資承継各勘定） ・ [非] 新エネルギー・産業技術総合開発機構（左記以外） ・ [非] 日本貿易振興機構 ・ [金] 中小企業基盤整備機構（施設整備等・工業再配置等業務特別・産地地域経過業務特別各勘定） ・ [民] 原子力安全基盤機構 ・ [民] 情報処理推進機構
	国土 交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木研究所 ・ 建築研究所 ・ 交通安全環境研究所 ・ 海上技術安全研究所 ・ 港湾空港技術研究所 ・ 電子航法研究所 ・ 北海道開発土木研究所 ・ 海技大学校 ・ 航海訓練所 ・ 海員学校 ・ 航空大学校 ・ 自動車検査 ・ 空港周辺整備機構 ・ 日本高速道路保有・債務返済機構 			<ul style="list-style-type: none"> ・ [金] 鉄道施設・運輸施設整備支援機構（助成勘定） ・ [非] 鉄道施設・運輸施設整備支援機構（助成勘定以外） ・ [非] 国際観光振興機構 ・ [非] 水資源機構 ・ [非] 都市再生機構 ・ [民] 自動車事故対策機構 ・ [民] 海上災害防止センター ・ [民] 奄美群島振興開発基金
	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立環境研究所 ・ 環境再生保全機構 			
国立大学法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人（87法人・付属病院除く） ・ 大学共同利用機関法人（4法人） 			<ul style="list-style-type: none"> ・ [非] 国立大学法人 付属病院（43法人） 	
地方独立 行政法人		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立大学法人（7法人） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ [非] 公立大学法人 付属病院（1法人） 	

- (注1) 本図表の分類は、内閣府『平成19年度国民経済計算年報』に基づく。特別会計や独立行政法人の名称・区分等については、平成18年3月末の情報が用いられている。
- (注2) 「公的企業・その他」において、[非]は非金融公的企業、[金]は金融公的企業、[民]は民間と対家計民間非営利サービス生産者を示す。
- (注3) 独立行政法人（経済産業省）の「新エネルギー・産業技術総合開発機構（その他）」とは、電源利用勘定・石油及びエネルギー需給構造高度化勘定・特定アルコール販売勘定・アルコール製造勘定・一般アルコール販売勘定を除く「その他」を示している。
- (出所) 内閣府『国民経済計算年報』

【補論 1-2】プライマリーバランスとその他財政指標との関係

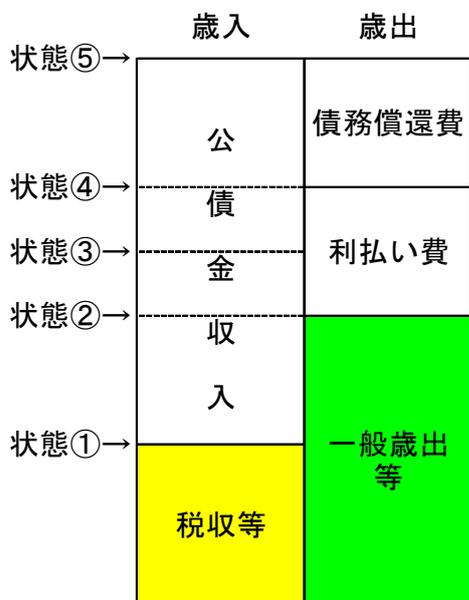
我が国の財政を論ずる際には、プライマリーバランスを筆頭に様々な財政指標が用いられている。本補論では、国債利回りが成長率よりも高い状態¹を仮定した上で、各指標の関連性をまとめた（補論図表 1-2-1）。なお、以降では、国債費は債務償還費と利払い費の和（事務費は、僅少であるため無視）とする。

補論図表 1-2-1 プライマリーバランスとその他財政指標との関係

(1) プライマリーバランスとその他財政指標との関係

	プライマリー バランス (PB)	国債残高の 対 GDP 比	国債残高	財政収支 (公債金収入)
状態 ①	赤字	上昇	増加 (増加率 \geq 利回り)	国債費以上の 赤字
状態 ②	均衡 (ゼロ)	上昇	増加 (増加率=利回り)	国債費分の 赤字
状態 ③	黒字 (PB = (r-g)*国債残高)	横ばい	増加 (増加率=成長率)	債務償還費以上 国債費以下の赤字
状態 ④	黒字 (PB = 利払い費)	低下	横ばい	債務償還費分 赤字
状態 ⑤	黒字 (PB = 国債費)	低下	減少 (債務償還費分)	均衡 (ゼロ)

(2) イメージ図



(注) 国債利回り (r) > 成長率 (g) を仮定。
(出所) 矢野(2005)より作成

状態①が我が国の現状すなわちプライマリーバランスが赤字の状態である。このとき、国債残高、その対 GDP 比はともに増加する。プライマリーバランスが赤字である以上、一般歳出のすべてを税収で賄い切れないので、財政収支（公債金収入）は、国債費を超える水準の赤字を計上する。

状態②は、プライマリーバランスが均衡している場合であり、国債残高の増加率は国債利回りに等しい。国債利回りが GDP 成長率よりも高

¹ 国債利回りとして 10 年もの国債応募者利回りを用いて比較すると、我が国では、主に 70 年代とバブル景気の時期では成長率が、それ以外の時期では国債利回りの方が高い。

い以上、国債残高の増加率はGDP成長率（＝税収伸び率と仮定）を上回るため、国債残高の対GDP比は抑えられない。なお、プライマリーバランスが均衡しているので、財政収支（公債金収入）は、国債費に等しい。

状態③は、国債残高の対GDP比が横ばい（国債残高の増加率がGDP成長率に等しい）場合である。この場合、プライマリーバランスは、

$$\text{プライマリーバランス} = (\text{国債利回り} - \text{成長率}) \times \text{国債残高}$$

だけの黒字を計上しなければならない（国債利回り > 成長率であるから）。言い換えると、金利が成長率よりも高い状態においては、国債残高の対GDP比の増勢を抑えるためには、プライマリーバランスの黒字化は必須であり、しかもその額次第では、必ずしもすぐに債務残高の抑制・低下につながらないということである。なお、国債利回りが成長率と等しい状態ならば、プライマリーバランスが均衡した時点で国債残高の対GDP比の増加は抑制される。

状態④は、国債残高の伸びが横ばいになる場合であり、プライマリーバランスは、利払い費に等しいだけの黒字を計上しなければならない。すなわち、国債残高は、当該年度の国債がすべて借換えのためだけに発行される状態に至って、初めて増加を押しとどめることができるのである。国債残高そのものの抑制は、さらに高いハードルであることがわかる。

状態⑤は、財政収支（公債金収入）が均衡（ゼロ）になる場合であり、プライマリーバランスは国債費そのものとなる必要がある。言い換えると、国債費を含めたすべての歳出を税収でカバーする必要があるということである。

なお、上記の議論では、以下の体系を仮定している（ただし、 PB はプライマリーバランス、 $BOND$ は今年度の国債残高、 r は国債利回り、 $BOND_{-1}$ は昨年度の国債残高、 g はGDP成長率、小文字（ r, g を除く）は各項目のGDP比）。

$$\begin{aligned} PB &= \text{国債費} - \text{公債金} \\ \text{国債費} &= \text{債務償還費} + \text{利払い費} \\ BOND &= PB + (1+r) \times BOND_{-1} \\ bond &= pb + (1+r-g) \times bond_{-1} \\ \text{利払い費} &= r \times BOND_{-1} \end{aligned}$$

【補論 1-3】 「一般政府」 3 部門別に見た収支と部門間の資金移動

国民経済計算上の「一般政府」の財政状況を「中央政府」、「地方政府」、「社会保障基金」といった部門別に見ると、(移転を除くならば)「中央政府」が歳入超過、他の2部門は歳出超過となっている(補論図表 1-3-1)。3部門の支出項目においては、「地方政府」の政府消費と公共投資、「社会保障基金」の年金と医療の支出が大きい。これらをファイナンスするための「中央政府」から他2部門への移転額は、中央政府のプライマリーバランスの悪化には大きく寄与していると言えよう。

但し、この事実だけをもって、「地方政府」「社会保障基金」が悪いとする議論は早計である。支出が義務的なものならば、それに相応する財源を付与すべきという主張もあり、あくまで政府内の部門の切り分け方にすぎないという視点も重要である。

補論図表 1-3-1 「一般政府」 3 部門の収支と部門間の資金移動

(1) 3 部門の収支と部門間の資金移動の経年比較 (単位: 兆円)

① 中央政府

	歳入		歳出							地方への移転	社保への移転	P B
	歳入	うち 租税	歳出	政府 消費	公共 投資	補助金 等	社会 給付	利子 支払	その他			
H8	59.5	56.9	35.7	11.8	5.3	6.3	1.8	11.6	-1.1	34.3	11.6	-10.7
H9	59.8	56.9	34.2	12.1	4.9	5.2	1.8	11.5	-1.2	33.2	11.8	-8.5
H10	56.2	53.1	65.1	12.9	5.7	34.4	1.7	11.6	-1.2	35.2	11.7	-44.0 (-17.0)
H11	54.0	50.8	39.4	13.1	6.1	9.0	1.7	11.3	-1.8	39.5	13.5	-27.2
H12	58.3	54.6	39.4	13.6	5.9	9.1	1.7	10.9	-1.9	38.2	14.9	-23.8
H13	55.9	51.8	35.3	13.9	5.5	6.5	1.5	9.9	-1.9	36.9	15.1	-22.1
H14	50.3	46.8	34.5	13.4	5.4	7.2	1.4	9.0	-2.0	35.1	15.5	-26.3
H15	49.1	46.0	34.6	13.9	5.6	7.4	1.4	8.3	-2.0	33.1	15.6	-26.5
H16	52.4	48.7	30.9	13.8	4.3	5.6	1.3	7.9	-2.1	32.8	16.3	-20.9
H17	57.7	53.1	39.0	14.2	12.7	5.1	1.2	7.9	-2.1	32.8	17.0	-25.2 (-17.2)

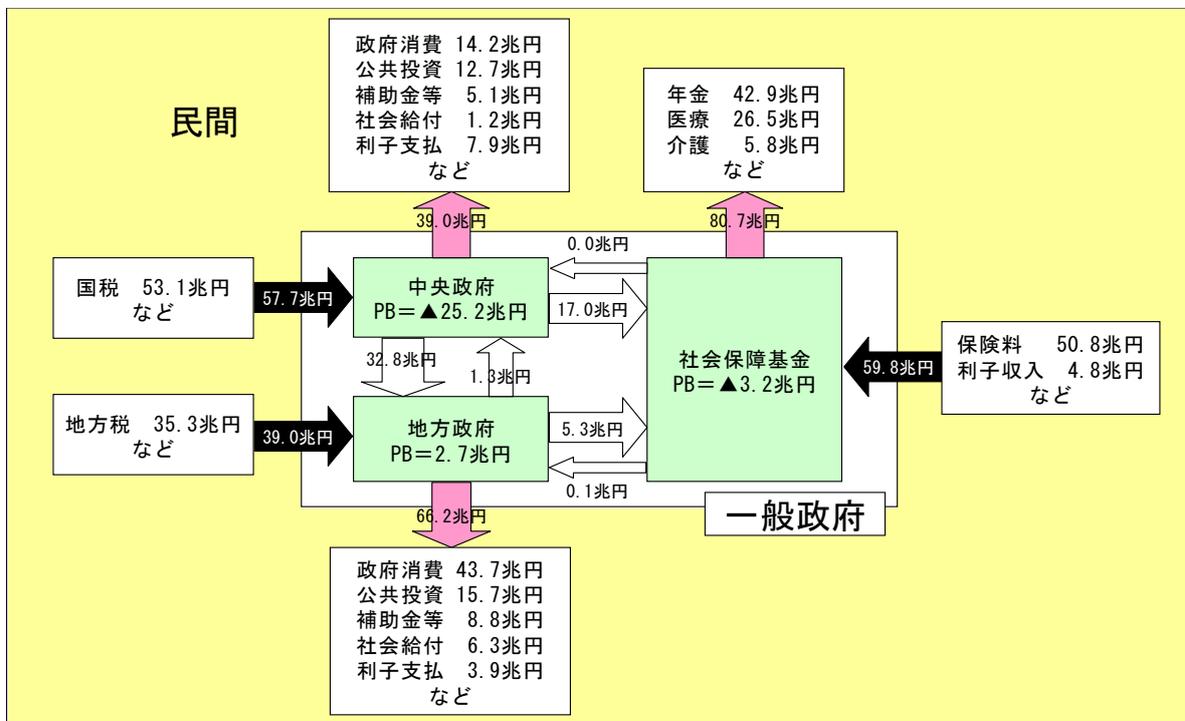
② 地方政府

	歳入		歳出							中央への移転	社保への移転	P B
	歳入	うち 租税	歳出	政府 消費	公共 投資	補助金 等	社会 給付	利子 支払	その他			
H8	39.8	35.6	82.0	41.4	30.5	9.8	4.8	5.3	-9.7	1.4	3.6	-7.8
H9	40.8	36.7	80.7	42.7	28.0	9.9	5.0	5.4	-10.3	1.3	3.7	-6.5
H10	39.6	35.6	81.6	43.0	28.3	9.9	5.3	5.4	-10.4	1.8	3.7	-7.2
H11	39.7	35.5	81.8	43.7	26.6	11.0	5.6	5.3	-10.4	1.7	3.8	-2.9
H12	40.1	36.0	76.7	42.9	24.1	9.7	5.3	5.2	-10.6	1.6	4.6	0.5
H13	40.1	36.1	75.2	43.4	22.4	9.8	5.5	5.0	-11.0	1.6	4.8	0.3
H14	37.9	33.9	73.0	43.6	20.5	9.6	5.7	4.8	-11.3	1.5	4.9	-1.8
H15	37.2	33.2	70.2	43.5	18.2	9.6	6.0	4.5	-11.5	1.3	5.2	-1.9
H16	37.9	34.1	67.5	43.7	16.3	9.1	6.3	4.1	-12.0	1.4	5.4	0.4
H17	39.0	35.3	66.2	43.7	15.7	8.8	6.3	3.9	-12.1	1.3	5.3	2.7

③社会保障基金

	歳入			歳出					中央への移転	地方への移転	PB	
	歳入	うち保険料	うち利子所得	年金	医療	介護	労働	その他				
H8	55.9	46.1	8.7	62.0	31.2	24.4	-	3.0	3.4	0.1	0.1	0.8
H9	57.5	47.8	8.6	63.4	32.5	24.3	-	3.2	3.4	0.1	0.1	1.3
H10	57.0	47.8	8.0	65.7	34.3	24.6	-	3.5	3.3	0.1	0.1	-0.9
H11	56.1	47.2	7.6	67.8	35.6	25.5	-	3.6	3.1	0.2	0.1	-1.7
H12	55.5	47.9	6.6	72.2	36.8	24.9	3.6	3.4	3.4	0.2	0.1	-3.8
H13	56.2	49.1	6.2	75.1	38.1	25.6	4.2	3.5	3.7	0.3	0.1	-4.9
H14	55.1	49.0	5.2	76.5	39.3	25.3	4.7	3.4	3.8	0.2	0.1	-6.0
H15	57.9	48.9	4.6	77.2	40.5	25.4	5.1	2.9	3.4	0.1	0.1	-2.9
H16	59.9	49.4	4.3	79.1	41.8	26.0	5.6	2.3	3.3	0.0	0.1	-1.5
H17	59.8	50.8	4.8	80.7	42.9	26.5	5.8	2.3	3.2	0.0	0.1	-3.2

(2)平成17年度における3部門の収支と部門間の資金移動のフローチャート



(注1)「PB」は、プライマリーバランス。

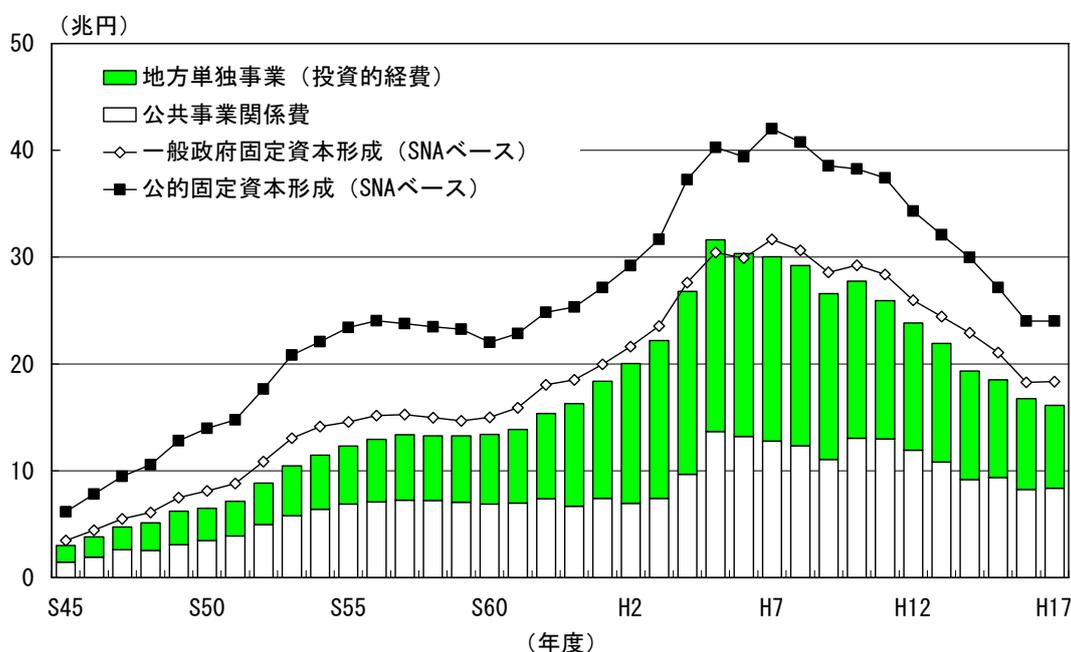
(注2) 国のプライマリーバランスの赤字額が平成10年に急増しているのは、国鉄清算事業団、国有林野事業特別会計から一般会計への債務承継(約27兆円)による一般政府から非金融法人企業への資本移転の影響が現れている。また、平成17年には、道路関係四公団の民営化に伴う、資産・負債継承の影響(約8兆円)が現れている。中央政府の表における平成10,17年度の括弧付きの値は、これらの影響を除去した試算値を示している。

(出所) 内閣府『国民経済計算年報』より作成

【補論 1-4】 バブル崩壊以前の水準まで縮小した公共事業費

公共事業費¹は、全総（全国総合開発計画）等の各種長期計画を背景に、昭和50年代前半までは一貫して増勢にあったものの、50年代後半には財政悪化を背景に伸びが抑えられ、バブル崩壊まではこの状況が続いていた（補論図表 1-4-1）。バブル崩壊後は、累次にわたり打ち出された経済対策（前掲図表 1-6）の下で、公共事業費はそれまでの規模よりも大きく伸びたものの、景気低迷が続いたことから、公共投資の景気対策としての有効性を疑問視する声も増え始めた。このような状況を背景として、平成11年頃からは経済対策における公共

補論図表 1-4-1 公共事業関係の各指標の推移



- (注1) 地方単独事業²（投資的経費）については、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費における単独事業分を合計した値を用いている。
- (注2) 一般政府固定資本形成、公的固定資本形成については、用地補償費を含まない。
- (注3) 政府目標である平成23年度における国民経済計算（SNA）ベースの「中央政府」「地方政府」のプライマリーバランスの黒字化に直接関係するのは一般政府固定資本形成である。なお、「一般政府」であるので「中央政府」「地方政府」の他にも「社会保障基金」を含んでいるが、社会保障基金部門の公的固定資本形成の額は僅少であるので、「一般政府固定資本形成」の額がおおむね「中央政府」「地方政府」の固定資本形成の合計額と見て差し支えない。
- (出所) 予算書、決算書、総務省『地方財政の状況』より作成

¹ 本補論では、補論図表 1-4-1 に掲げた 4 指標の総称を示すものとする。

² 地方単独事業は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に依拠して実施する事業。これに対し、補助事業は、地方公共団体が国からの負担金または補助金を受けて実施する事業を指している。

事業のウェイトは低下し、公共事業費も減少に転じた。さらに、14年1月の「改革と展望」においては、国の公共投資をバブル崩壊前の水準程度に戻す（地方についても国と同一基調で見直す）という目標が設定されたことを受け、公共事業費は減少を続け、17年度においてはいずれの指標もほぼバブル前の水準に復している。

財政健全化のための歳出・歳入一体改革を掲げた「骨太の方針 2006」においては、公共事業関係費や地方単独事業（投資的経費）に対し、「コスト縮減や入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底すること」を通じた更なる削減が課されている（前掲図表 1-2、参考図表）。無駄を省くことで支出の削減を試みるのは当然のことであるが、事業量の削減に当たっては、各事業の必要性についての精査が前提となるべきであろう³。公共投資に対しては、単なる景気対策的な観点で見るだけでなく、必要な社会資本を整備するという観点も重要である。その意味では、他の支出項目と同様に、「吟味」が重要であることは論を待たない。

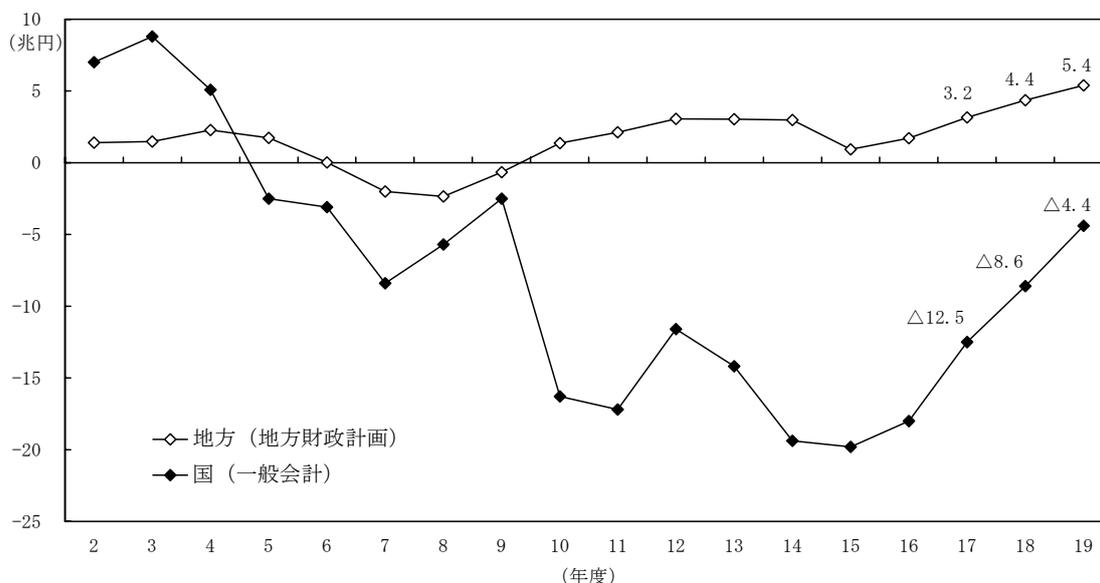
³ 公共事業費のこれ以上の削減は限界であり、現在程度の削減ベースが続くならば、将来的には更新投資も賄えなくなるという指摘もある（『真に必要な社会資本整備と公共事業改革への取組』（経済財政諮問会議（H19. 5. 8） 冬柴臨時議員提出資料））。

【補論3-1】 地方財政「改善」の背景

地方財政の現状に対する評価が二分している。夕張市の財政破綻以降、各種報道では地方財政の窮状を訴えるものが少なくない。その一方では、地方税収の増加等を背景に、地方財政は改善しているとの見方もある。どのようにすれば、両者の整合の取れた解釈が可能になるのだろうか。

まず、地方財政計画の計数を用いて地方のプライマリーバランス（以下、「PB」という。）の動きをみると、地方のPBは10年度以降10年連続して黒字であり、足元では4年連続で改善している（補論図表3-1-1）。また、国（一般会計）のPBと比較すると、振幅の小さいことが特徴になっている。

補論図表3-1-1 国（一般会計）と地方（地方財政計画）のPBの推移



（注1）国のPBは「国債費－公債金収入」。17年度までは決算、18年度は補正後、19年度は当初。

（注2）地方のPBは「（公債費＋公営企業繰出金のうち企業債償還費）－地方債」

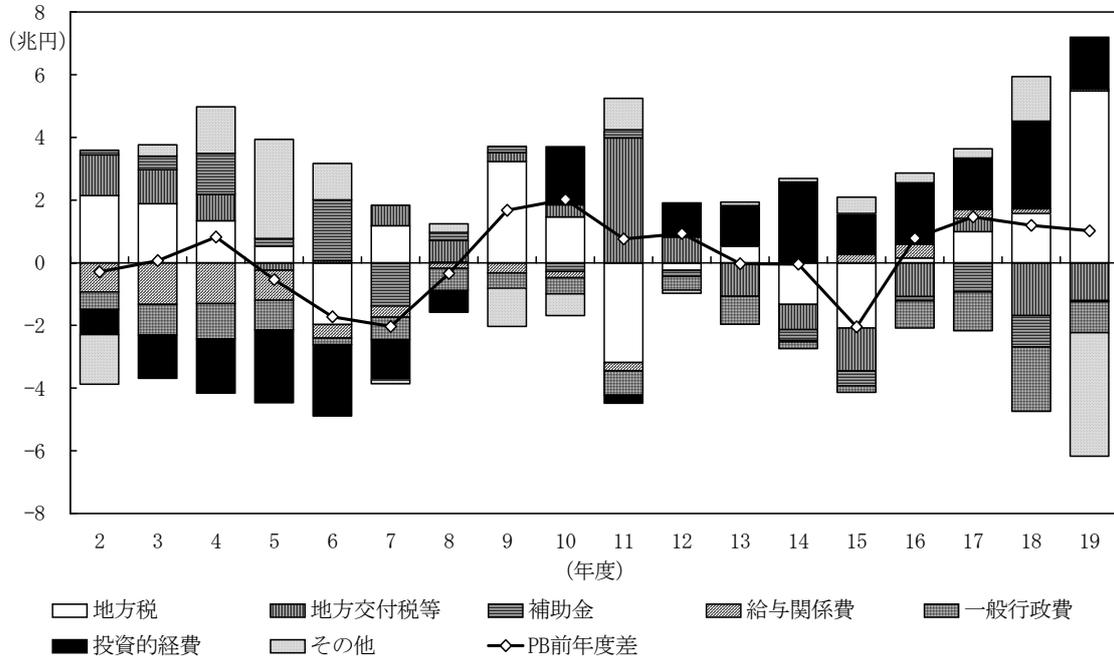
（出所）財務省「予算の説明」「決算の説明」、総務省「地方財政計画」

次に、地方のPB改善の背景を探るため、PBの前年度差の要因分解を行った（補論図表3-1-2）。これによると、バブル崩壊から5年程度の間は、交付税や補助金など移転財源がおおむね増加し、PBの改善要因となったにもかかわらず、景気対策による投資的経費の大幅な増加等がPBの改善を妨げた。

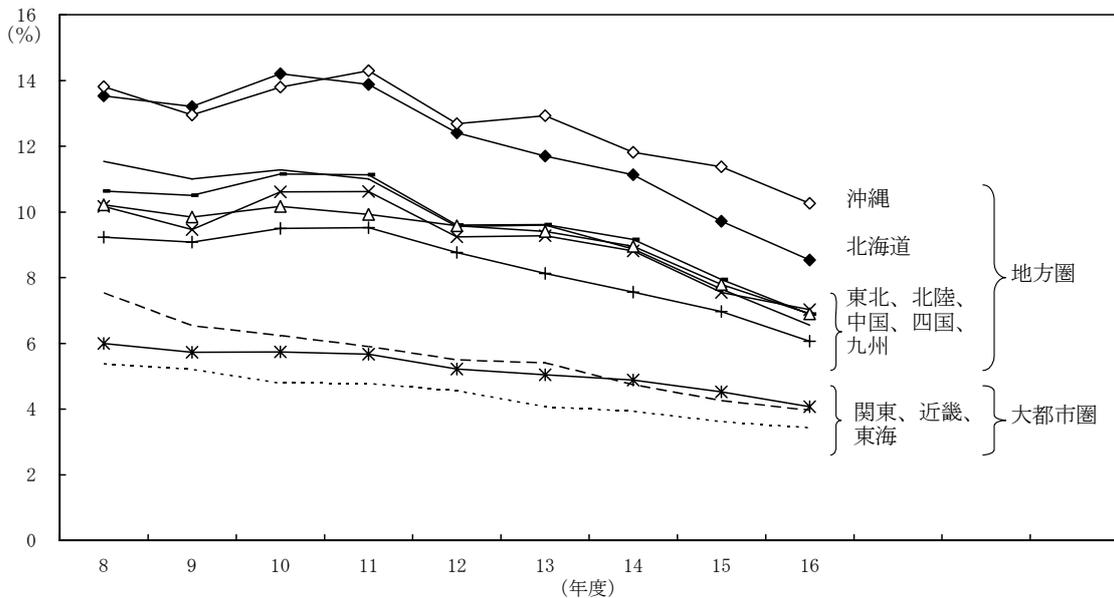
近年の動向をみると、歳入では景気回復や税源移譲による税収の増加は、PBの改善要因となっている。一方、同じ歳入でも補助金や交付税などの移転財源は三位一体改革の影響等により軒並み減少し、PBの悪化要因となっている。歳出面をみると、一般行政費は引き続きPBの悪化要因となっているが、その

半面投資的経費は大幅に減少し、PBの改善に寄与している。

補論図表3-1-2 地方のPB対前年度差の要因分解



補論図表3-1-3 圏域別、地域別公共投資依存度の推移



(注1) 公共投資依存度=名目公的固定資本形成/名目域内総支出
 (注2) 圏域別、地域別のブロック区分は、総務省「行政投資実績」に依拠した
 (出所) 日経Financial Questより作成

以上を整理すると、近年の地方のPB改善は景気回復等による税収の増加に加え、投資的経費の削減による影響が大きい。地方税収の増加は、一般に人口や企業が集中する都市部の景気が好調であることを反映している。一方、投資的経費の削減は、公共投資依存度の高い地方圏（補論図表3-1-3）の景気に、下押し圧力を与えている可能性が高い。

マクロで見れば確かに地方財政は改善しているが、ミクロでは、都市と地方の二極化が進んでいることの裏返しと見ることもできる。

したがって、マクロにおけるPB改善のみを根拠として補助金や交付税の削減を行うことは、移転財源への依存度が大きい地方へのダメージを大きくする可能性があることに留意する必要がある。

【補論 4-1】 税収弾性値について

税収弾性値とは、名目成長率に対する税収の伸びの比率のことである。一般に、将来の税収の見通しを推測するために用いられる(式(1))。

$$\text{将来の税収の伸び率} = \text{名目経済成長率見通し} \times \text{税収弾性値} \quad \dots (1)$$

税収弾性値は、通常1よりも大きくなると考えられている。その理由は次のとおりである。まず、式(1)は式(2)のように書き換えられる。左辺が税収弾性値、右辺の第1項が「税収の課税ベース弾性値」、第2項が「課税ベースの名目GDP弾性値」である。

$$\frac{\Delta T_i / T_i}{\Delta GDP / GDP} = \frac{\Delta T_i / T_i}{\Delta W_i / W_i} \times \frac{\Delta W_i / W_i}{\Delta GDP / GDP} \quad \dots (2)$$

(税収弾性値)
(税収の課税
ベース弾性値)
(課税ベースの
名目GDP弾性値)

(T : 税収、 W : 課税ベース、 i : 個々の税収を示す添え字)

まず、右辺第2項の課税ベースの名目GDP弾性値は、長期的には、おおむね「1」で安定的であると考えられる。名目GDPの増大は所得を増加させる。所得から各種控除が控除され、課税ベースが決定される。控除は制度改正がなければ弾性値は1で安定することになる。

次に、右辺第1項の税収の課税ベース弾性値は、長期的には、おおむね「1を若干上回る」程度で安定的になると考えられる。単一税率である法人税等は、一律に税率が乗じられるため「1」となるが、所得税については、累進税率構造を持つため、課税ベースとなる課税対象所得額が増加するとそれに適応される税率ブラケットが高くなり、課税ベースの伸び以上に税収の伸びが上昇する。税収の課税ベース弾性値は、これら所得税、法人税等を加重平均した形となるため、1よりも大きくなると考えられている。

以上の第1項と第2項を乗じることより、税収弾性値が求められるため、税収弾性値は、1よりも大きくなる。

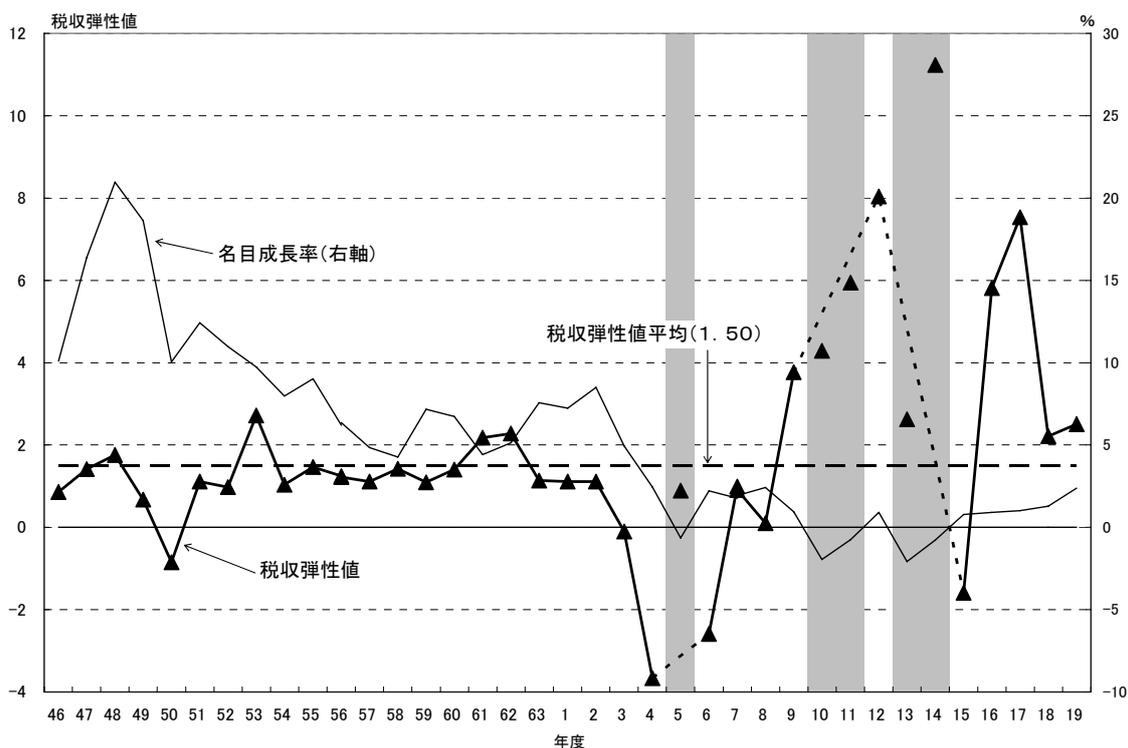
ただし、この弾性値については、長期的には安定すると考えられているが、実際には、景気変動要因、制度的要因(制度改定等)によって、第1項、第2項とも影響を受けることになるため、税収弾性値は不安定になる。また、どの期間をサンプルとするか、制度改正の影響をどのように除去するか等によっても、弾性値は大きく異なってくることは注意が必要である。

そこで税収弾性値の推移を見ることにする(補論図表 4-1-1)。なお、制度要

因は全く除去していない。

これによると、税収弾性値の過去の平均は、1.50 と計算される。いわゆる「バブル景気」を挟んで、税収弾性値の傾向に大きな違いが見られることがわかる。以前は比較的安定して税収弾性値近傍で推移していたが、2年度を境に、税収弾性値の振幅が大きくなり、かつ不安定になっていることがわかる。

補論図表 4-1-1 税収弾性値の推移



- (注1) 税収弾性値＝一般会計租税印紙収入の伸び率/名目GDP伸び率
- (注2) 税収弾性値平均は、名目GDPがマイナス成長の時期（シャドー部分）を除いた46年度から19年度までの平均。なお、マイナス成長時における税収弾性値は線で結んでいない。
- (注3) 税収は17年度まで決算、18年度は補正、19年度は当初予算。
- (注4) 名目GDPは、55年度まで68SNA、6年度まで93SNAの1995年固定基準、7年度から93SNAの2000年連鎖基準。19年度は政府経済見通し。
- (出所) 各年度予算書、各年度決算書、内閣府「国民経済計算」、政府経済見通し

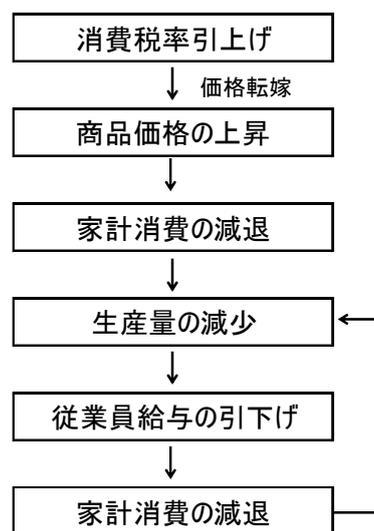
【補論 4-2】消費税率引上げによる経済財政への影響について

消費税率の引上げによる経済財政への影響経路について、理論的には、次のとおり説明される¹（補論図表 4-2-1）。

消費税率が引き上げられると、引上げ分が価格に転嫁され、消費財の価格が上昇することになる。これによって家計消費は減退することになり、これを販売する企業は生産量を減少させることになる。生産の減少によってこの企業で働く労働者の給与所得は低下し、給与所得の低下は、更なる家計消費の減少を招く。このように経済全体は縮小均衡の経路をたどることになるが、いずれは新たな均衡点に達する。

そこで、本補論では、消費税率引上げを行った場合の影響を試算し、経済と財政への影響について見ることにした²。試算の前提として、消費税率は5%ポイント引き上げを想定した。試算の結果、財政面においては、消費税率を11~12兆円増加させ、増収が期待できる一方、経済面においては、5年目には、実質民間消費を約6兆円、実質GDPを約7兆円強押し下げる結果となった（補論図表 4-2-2）。

補論図表 4-2-1 消費税率引上げの影響（イメージ）



補論図表 4-2-2 消費税率引上げによる経済・財政への影響

	消費税率 (一般会計)	実質GDP	実質 民間消費	CPI変化率
	兆円	兆円	兆円	%ポイント
1年目	11.1	-6.8	-4.6	3.8
2年目	11.3	-7.9	-5.0	-0.1
3年目	11.5	-8.0	-5.3	-0.2
4年目	11.7	-7.7	-5.6	-0.3
5年目	11.9	-7.3	-5.9	-0.3

(注) 「消費税率引上げケース」の解から、「消費税率維持ケース」の解を差し引いたもの。符合が正ならば、税率引上げによりプラスの影響があり、負ならばマイナスの影響があることを示す。

¹ 本段落の記述は、三菱総研(2006)を基に作成。

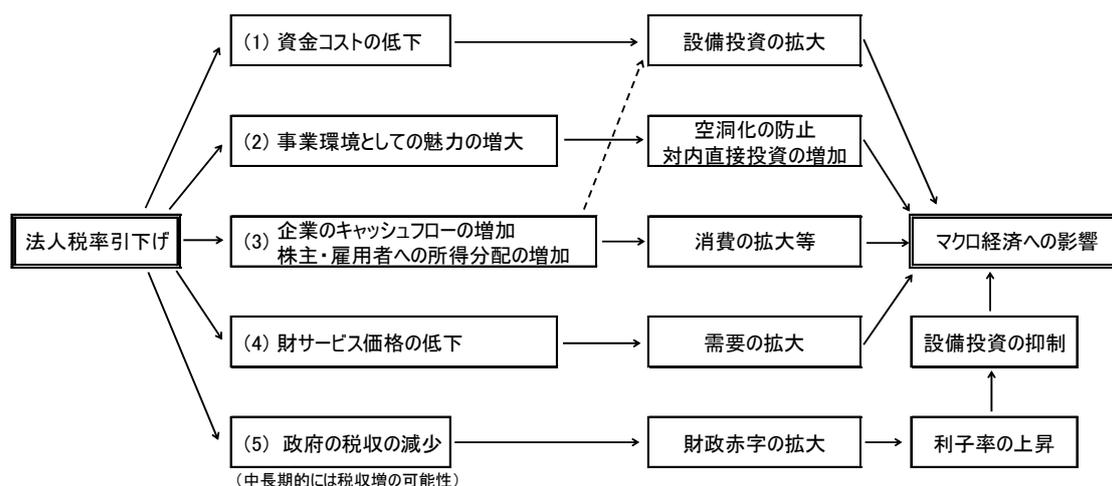
² この結果は、マクロモデルによる試算であり、幅をもって見る必要がある。

【補論 4-3】 法人税率引下げによる経済財政への影響について

法人税率の引下げによる経済財政への影響経路について、理論的には、次のとおり説明される¹（補論図表 4-3-1）。

- (1) 企業の資本コストを低下させ、設備投資を誘発する。設備投資の増加は、乗数効果を通じて、経済を拡大させる方向に働く。
- (2) 法人税負担の軽減は、我が国の事業環境としての優位性を高め、国内企業の海外への移転による空洞化を抑える方向に働く。同時に、海外企業の立地選択において我が国の魅力が増し、対内直接投資の増加につながる。これらの動きは、国内経済の活性化につながる。
- (3) 課税後の企業のキャッシュフローが増大することによって、株主配当や従業員の賃金が上昇すれば、消費の拡大を通じて、経済を拡大させる方向に働く。
- (4) 税負担コストの低減が財・サービスの価格低下に結びつけば、消費者にメリットが還元され、消費の拡大を通じて、経済を拡大させる方向に働く。
- (5) 法人税率引下げによって、政府の税収を減少させる。政府の財政赤字の拡大により利子率が上昇すれば、設備投資をむしろ抑制する方向に働くことが考えられる。ただし、長期的には、上に示した他の経路を通じた景気拡大効果が税収を押し上げることも考えられる。

補論図表 4-3-1 法人税率引下げの影響（イメージ）



（出所）内閣府政策統括官（経済財政-景気判断・政策分析担当）「我が国企業の法人所得税負担の実態について」『政策分析レポート No. 13』

¹ 内閣府（2002）の記述を基に作成。

そこで、本補論では、法人税率引下げを行った場合の経済・財政への影響を試算し、特に、設備投資と財政への影響について見ることにした²。試算の前提として、法人税率を5%ポイント引き下げ、25%とした。

試算の結果、経済面においては、5年目には、実質民間設備投資を約7.5兆円、実質GDPを約5兆円押し上げることになり、経済にプラスの影響が出る一方、財政面においては、法人税収と法人住民税収合計で4.8兆円の減収をもたらす結果となった（補論図表4-3-2）。法人税収の減収には、税コスト負担の低減による企業収益増大に伴う増収分が含まれるが、それ以上に税率自体の引下げ効果の方が大きい。つまり、マクロ経済の好転にもかかわらず、法人税収は元の水準にまでは回復しない可能性があることを示している。

補論図表 4-3-2 法人税率引下げによる経済・財政への影響

	法人税収 (一般会計)	法人住民税収 (地方税)	実質GDP	実質民間 設備投資
	兆円	兆円	兆円	兆円
1年目	-3.1	-1.0	1.9	2.6
2年目	-3.1	-1.0	4.0	5.8
3年目	-3.1	-1.0	4.7	6.7
4年目	-3.3	-1.1	4.9	7.1
5年目	-3.4	-1.1	5.0	7.3
6年目	-3.6	-1.2	5.0	7.5

(注) 「法人税率引下げケース」の解から、「法人税率維持ケース」の解を差し引いたもの。符合が正ならば、税率引下げによりプラスの影響があり、負ならばマイナスの影響があることを示す。

² この結果は、マクロモデルによる試算であり、幅をもって見る必要がある。

【参考図表】「骨太の方針 2006」における「歳出・歳入一体改革」の施策概要

<ul style="list-style-type: none"> ●分野別の見直しに加えて、社会保障番号の導入など社会保障給付の重複調整という視点からの改革などについても検討 ●以下の取組を通じ、過去5年間の改革（国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円（国・地方合わせて▲1.6兆円に相当）の伸びの抑制）を踏まえ、今後5年間においても改革努力を継続 		
社会保障	雇用	失業等給付の国庫負担は、平成19年度に廃止を含め見直し
	生活保護	<p>以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り平成19年度に、間に合わないものについても20年度には確実に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯の消費実態等を踏まえ、生活扶助基準を見直し ・就労支援策を講じつつ、廃止を含め母子加算を見直し ・級地を見直し ・自宅所有者には、リバースモーゲージを利用した貸付等を優先
	介護	保険料負担が過度のものとならないよう、平成23年度までの間においても、公的給付の内容・範囲及び介護報酬の在り方についての見直しなど必要な改革に取り組む
	医療	今後5年間、公的給付の内容・範囲及び負担と給付の在り方、並びに救急医療、小児・産科などへの対応を含めた診療報酬の在り方、後発品の使用拡大など薬剤費の在り方について見直し
地方財政	地方歳出	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公務員人件費は、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を含め大幅な削減を実現 ●地方単独事業は、過去5年間の改革努力（5年間で▲5兆円超）を基本的に継続するが、地域の実情に配慮し、今後5年間については地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は平成18年度と同程度の水準とする ●以上の点を中心に住民の視点に立った地方公共団体の自発的な取組が促進されるような制度改革を行う <ul style="list-style-type: none"> ・再建法制等の適切な見直し、情報開示の徹底、市場化テストの促進等について地方行革の新しい指針の策定、道州制の検討
	地方交付税等	<ul style="list-style-type: none"> ●地方交付税については、現行法定率は堅持し、地方が中期的に予見可能性のある財政運営を行えるように適切に対処 <ul style="list-style-type: none"> ・歳出削減努力等とあわせ、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税（地方財政計画ベース）等の一般財源の総額を確保 ・地方交付税の配分に際し、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びがあまり期待できない団体に配慮 ●地方分権に向け、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進め、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る <ul style="list-style-type: none"> ・交付税について、地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る ・地方税について、交付税、補助金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図る

公務員人件費・独立行政法人・公益法人 公務員人件費 独立行政法人 公益法人 随意契約適正化	公務員人件費	<p>既決の改革に加え、更なる改革を断行し、公務員人件費を削減（以下の更なる改革全体(既決の改革は含まない)で▲2.6兆円の削減効果)</p> <p>①国家公務員 (既決の改革) ・国の行政機関で▲5.7%の定員純減等（～平成22年度）を達成 ・地域の民間賃金の反映等のための給与構造改革を実行 (更なる改革) ・定員純減を平成23年度まで継続 ・人事院の比較対象企業規模の見直しを要請（100人⇒50人以上）</p> <p>②地方公務員（「地方歳出」の欄を参照） (既決の改革) 国の給与構造改革を踏まえた改革を行う (更なる改革) ・5年間で行政機関の国家公務員と同程度の定員純減（～22年度） ・定員純減を平成23年度まで継続 ・人事院の比較対象企業規模の見直しを要請（100人⇒50人以上） ・地域の民間給与、ボーナスの支給月数の地域格差の反映 ・特殊勤務手当、互助会への補助金、教職員等人件費の削減 ・級別職員構成の是正、知事等の高額な退職手当を適正化</p> <p>③公務員制度改革 ・公務員の給与、処遇の在り方について、能力主義や実績評価に基づいたものとなるよう厳しく見直す ・公務員の労働基本権や人事院・人事委員会制度の在り方を含む公務員制度全体の改革の検討を早期に開始</p>
	独立行政法人	<p>●既定の人件費改革（～平成22年度）を確実に達成し、退職手当及び福利厚生費を含め着実に削減 ・非常勤職員手当についても、業務経費効率化の取組の中で抑制を図る ・さらに、人件費改革を23年度まで継続するとともに、官民給与の比較対象企業規模の見直しによる公務員給与改定を反映</p> <p>●個々の独法の業務等は、業務内容の必要性・重要性、コスト効率化、財務の自律性の向上等の観点から、各政策分野の改革の中で見直し</p>
	公益法人	<p>法人による給与の点検・見直しに関する取組の徹底、補助金等の抑制を図り、地方においても同様の取組を行うことを要請 ・公益法人向け補助金等は、義務的に支払いが必要なものなどやむを得ないものを除き、原則として今後5年間で5%以上の抑制を図る ・地方の第三セクター向け補助金等について、同様の対応を要請</p>
	随意契約適正化	<p>●公益法人等との間の随意契約については、見直しを行った結果、従来の随意契約の約7割（所管公益法人との間の随意契約の9割強）を競争的な手法による契約に移行することとしている ・今後、今回の見直しの対象とならなかった公益法人等以外との随意契約についてもすべて、本年中に同様の見直しを行う</p> <p>●情報公開の一層の充実を図る観点から、必要な措置をとる</p>

<p style="text-align: center;">公共事業関係費</p>	<p>コスト縮減や入札改革などを進め、重点化・効率化を徹底することにより、これまでの改革努力（名目対前年度比▲3%）を基本的に継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在実施中のコスト縮減努力（5年間で15%のコスト縮減）の継続や今後は廃止・終了する事業の存在などを織り込んだ対応を行う ・国際競争に勝ち抜くためのインフラ整備、また、国民生活の質的向上や安全・安心の確保につながる社会資本整備など我が国の将来を見据えつつ各年度の社会資本整備を判断 ・このため、経済成長との関係を勘案した過去の実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要
<p style="text-align: center;">農林水産 (非公共)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支援対象の重点化・施策の「選択と集中」の強化を図り、また執行状況の反映を徹底し、これまで以上の改革努力を通じた節減合理化を図る <ul style="list-style-type: none"> ・その際、経済成長との関係を勘案した過去の実質の削減率の実績による対応を視野に入れる必要 ●農業の生産性向上等のため、非公共施策の推進が柔軟に図られるよう、必要に応じて公共と非公共の間の彼我融通（シフト）を適切に活用
<p style="text-align: center;">文教</p>	<p>以下の削減方針の実施により、今後5年間、人件費を除く国（一般会計）の予算を対前年度比+0.1%以下に抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、賃金・物価の上昇等により、この歳出抑制ペースを適用することが困難な場合が生じた場合には、経済成長との関係を勘案した過去の実質的な歳出削減のペースを維持する中で、必要な配慮を行う <ol style="list-style-type: none"> ①義務教育費国庫負担金 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の定数は、子供の数に応じ、今後5年間で1万人程度の純減 ・地方公務員の給与構造改革や地方の民間給与水準への準拠を徹底 ・人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討し、その結果を退職手当等にも反映 ②国立大学運営費交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・効率化ルールを徹底し、各年度の予算額を対前年度比▲1%とする ③私学助成予算 <ul style="list-style-type: none"> ・定員割れ私学には、助成額の更なる削減など経営効率化を促す仕組みを一層強化するとともに、学生数の減少に応じて削減し、施設整備に対する補助を含めた各年度の予算額を対前年度比▲1%とする ④教科書予算 <ul style="list-style-type: none"> ・製造・供給コストは、供給体制の在り方を含め一層縮減を図る ⑤奨学金予算 <ul style="list-style-type: none"> ・回収強化につき、債務保証等債権管理の在り方を含め、抜本的な施策を講じ、国民負担を最小化 ・3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討
<p style="text-align: center;">科学技術予算</p>	<p>ムダの排除・コスト縮減・真に必要な経費の精選など第2期計画の改革姿勢を継続することを基本とするが、科学技術の振興は我が国の将来の発展の鍵を握っていることに配慮し、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）の効率的な推進に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期科学技術基本計画に基づく予算の伸びは、経済成長の範囲内に ・科学技術の振興による成長力・競争力強化に資する取組については、必要に応じて、重点的な取組を行う

<p style="text-align: center;">防衛関係費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人件糧食費の増加や米軍再編経費が見込まれる中、防衛関係費については、以下のような項目を中心に削減に取り組み、今後5年間、人件費を含む国（一般会計）の予算について伸び率ゼロ以下とする <ul style="list-style-type: none"> ・総人件費改革等を通じた自衛官実員の削減 ・3自衛隊の装備品、在庫部品等の調達効率化・合理化 ・入札談合再発防止の徹底を通じた予算削減（防衛施設の特性に配慮しつつ、公共事業総合コスト縮減率（5年間で15%）の達成を含む） ・在日米軍駐留経費負担の所要の見直し ・基地周辺対策の抜本見直し ●防衛力整備については、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成18年5月30日閣議決定）に従い、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な整備に努めることとし、「中期防衛力整備計画（平成17年度～21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）についても、同閣議決定に基づき対処 ●米軍再編に要する経費については、既存予算の更なる合理化・効率化を行ってもなお、上記削減目標の中では米軍再編に関する地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に支障が生じると見込まれる場合は、各年度の予算編成過程において検討・必要な措置を講ずる ●今後、経済・社会情勢等により、既存の防衛関係費について伸び率ゼロ以下の目標により難しい場合でも、より合理化・効率化に努め、少なくとも経済成長率との関係を勘案した過去の歳出削減のペースを加速
<p style="text-align: center;">政府開発援助（ODA）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「今後3年間でアフリカ向けODAを倍増し、引き続きその中心を贈与とする」、「今後5年間のODA事業量について、平成16年実績をベースとする額と比較して100億ドルの積み増しを目指す」等の政府の対外公約は、確実にこれを達成 ●ODA予算については、コスト縮減や予算の厳選・重点化等を通じ、事業量は必要量を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・コスト面で大胆な効率化を行う一方で開発効果を高めるとともに、供与対象国・分野の更なる戦略的重点化を図る ・我が国外交の戦略的・効果的な展開のためにこれが難しい場合、過去の改革努力の継続を基本としつつ、そのペースを半減する範囲内で対応できるよう、予算の効率化・重点化に努める ●このため、今後、以下を重点的に推進する <ol style="list-style-type: none"> ①徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化 <ul style="list-style-type: none"> ・包括的かつ実効的なコスト削減目標・計画を策定 ・国際競争入札の導入拡大 ・JICAの徹底的な効率化（人件費・事業費等の節減） ・在外公館関連経費等の合理化 ②供与対象国・分野の更なる戦略的重点化 <ul style="list-style-type: none"> ・外交効果の検証と国民への説明強化 ・NGO・民間との戦略的連携・活用 ・相手国の自立的発展につながる事業の厳選 ・資源獲得戦略の一環としての活用

エネルギー 対策	<ul style="list-style-type: none"> ●一般会計で行うエネルギー関連事業については、ITER等の歳出増が予定されているが、「選択と集中」の一層の強化等に取り組み、今後5年間、名目伸び率ゼロ以下へ抑制する ●特別会計は、今後厳しく歳出を見直し、原則として歳出水準を特定財源税収の水準に見合うものとする
電子政府関係	<ul style="list-style-type: none"> ●業務・システム最適化の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・以下を踏まえつつ、厳格な予算査定を通じ、2007年度の予算額を当初の予定額（998億円）以下（2割以上の削減を目指す）とする ①各々の最適化計画に示された運用経費の削減（合計1,229億円）及び業務処理時間の削減（合計4,750万時間／年）を最低限の削減目標とし、これら以上の削減効果を目指す ②行財政改革への寄与、運用経費削減・業務時間削減に関して効果が確実に見込まれること、システム間の連携・接続を考慮した開発スケジュールの調整、官民におけるプロジェクト執行・管理体制の確保、といった点を考慮し、システム構築に係る優先順位付けを行い、予算要求の選択と集中を図る ●オンライン利用促進対象手続 <ul style="list-style-type: none"> ・現在オンライン利用率50%以下のものは、平成22年度までに同50%以上の目標を達成するため、①処理時間の短縮、手数料の引下げ等のインセンティブ措置、②添付書類の原則省略、③電子署名の簡略化等の担当府省の努力がなされるものに限り、予算措置 ・22年度までにオンライン利用率50%以上の目標達成が困難であると認められるシステムについては、19年度予算要求を行うか否かを含め、当該システムの必要性等の再検討を行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●今後5年間、近年の歳出削減ペースと同様の歳出改革を進める <ul style="list-style-type: none"> ・経済・社会情勢等により難しい場合でも、少なくとも経済成長との関係を勘案した過去の実質的な歳出削減のペースを維持